

5 年 保 存
秘
有 ・ 無制限
平成25年6月14日から 平成30年6月13日まで

基監発0614第2号

平成25年6月14日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」の
一部改正について

平成23年4月1日付け基監発第2号「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」については、別紙のとおり改正することとしたので、了知の上、効果的な運用を図られたい。

「自動車運転者時間管理等指導員の活用について」(平成23年4月1日付け基監発0401第2号)新旧対照表

改正後		現 行	
5年保存 秘 有・無制限 平成25年6月日から 平成30年6月日まで	監 発 0401 第 2 号	5年保存 秘 有・無制限 平成24年4月6日から 平成29年4月5日まで	基監発 0401 第 2 号
	平成 23 年 4 月 1 日		平成 23 年 4 月 1 日
	改正 基監発 0406 第 3 号		改正 基監発 0406 第 3 号
	平成 24 年 4 月 6 日		平成 24 年 4 月 6 日
	改正 基監発 0614 第 2 号		
	平成 25 年 6 月 14 日		
都道府県労働局長 殿		都道府県労働局長 殿	
厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)		厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)	
自動車運転者時間管理等指導員の活用について		自動車運転者時間管理等指導員の活用について	
自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）の配置に関して留意すべき事項については、平成 23 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 1 号「自動車運転者時間管理等指導員の配置等に関して留意すべき事項について」により指示しているところであるが、指導員の活動内容等については下記のとおりであるので、自動車運転者の労働条件等の改善を図るため、指導員の活用に遺漏なきを期されたい。		自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）の配置に関して留意すべき事項については、平成 23 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 1 号「自動車運転者時間管理等指導員の配置等に関して留意すべき事項について」により指示しているところであるが、指導員の活動内容等については下記のとおりであるので、自動車運転者の労働条件等の改善を図るため、指導員の活用に遺漏なきを期されたい。	

記

第1 指導員による指導・助言等の対象となる事業

指導員による指導・助言等の対象となる事業は、1に掲げる事業並びに2及び3に掲げる事業のうち必要と認められる事業とする。

1 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (4) 一般貨物自動車運送事業（郵便物運送委託法（昭和24年法律第284号）に基づき委託を受けて郵便物の運送等を行うことを主たる業務とする事業を除く。）
- (5) 特定貨物自動車運送事業

2 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業

- (1) 土砂・砂利
- (2) 危険物
- (3) 生コンクリート
- (4) 木材、紙又はパルプ
- (5) 鉄鋼材又は建築用鉄骨・鉄筋
- (6) 鮮魚
- (7) 農産物

3 常態として長距離貨物運送（「一の運行」の運転時間が9時間以上又は「一の運行」の走行距離が450キロメートル以上の貨物輸送をいう。）を

記

第1 指導員による指導・助言等の対象となる事業

指導員による指導・助言等の対象となる事業は、1に掲げる事業並びに2及び3に掲げる事業のうち必要と認められる事業とする。

1 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業のうち、次に掲げる事業

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (4) 一般貨物自動車運送事業（郵便物運送委託法（昭和24年法律第284号）に基づき委託を受けて郵便物の運送等を行うことを主たる業務とする事業を除く。）
- (5) 特定貨物自動車運送事業

2 次に掲げる物品を運搬する貨物自動車を使用する事業

- (1) 土砂・砂利
- (2) 危険物
- (3) 生コンクリート
- (4) 木材、紙又はパルプ
- (5) 鉄鋼材又は建築用鉄骨・鉄筋
- (6) 鮮魚
- (7) 農産物

3 常態として長距離貨物運送（「一の運行」の運転時間が9時間以上又は「一の運行」の走行距離が450キロメートル以上の貨物輸送をいう。）を

行う貨物自動車を使用する事業

第2 指導員の構成

指導員は、バス業（上記第1の1(1)及び(2)）、タクシー業（上記第1の1(3)）、道路貨物運送業（上記第1の1(4)及び(5)）それぞれの業種について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）を含む労働関係法令に精通し、法令等の遵守に係る具体的指導を期待できる者（以下「法令指導員」という。）と業界の実情、経営課題等に精通し、自動車運転者の労務管理に深い知識と経験を有する者（以下「業界指導員」という。）との2名ずつにより構成するものとする。

第3 指導員の活動内容

指導員の活動内容は、次に掲げるものとする。

1 事業場に対する指導・助言

(1) 個別訪問による指導・助言の実施

道路貨物運送業、タクシー業及びバス業について、原則として、それぞれ法令指導員及び業界指導員の2名により、自動車運転者を使用する事業場を個別訪問し、事業主等に対して自動車運転者の労働条件等の改善に係る指導及び助言を実施すること。

個別訪問は、事業場側からの要請があるなどの場合においては、必要に応じ、同一事業場に対して複数回実施することも差し支えないこと。

(2) 訪問対象の選定

ア 個別訪問対象候補の選定

個別訪問を行う対象の候補は、管内の各労働基準監督署（以下「署」という。）から都道府県労働局（以下「局」という。）へ提供された情報等をもとに管内の実情を勘案し、指導員の意見を聴取した上で、

行う貨物自動車を使用する事業

第2 指導員の構成

指導員は、バス業（上記1(1)及び(2)）、タクシー業（上記1(3)）、道路貨物運送業（上記1(4)及び(5)）それぞれの業種について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）を含む労働関係法令に精通し、法令等の遵守にかかる具体的指導を期待できる者（以下「法令指導員」という。）と業界の実情、経営課題等に精通し、自動車運転者の労務管理に深い知識と経験を有する者（以下「業界指導員」という。）との2名ずつにより構成するものとする。

第3 指導員の活動内容

指導員の活動内容は、次に掲げるものとする。

1 個別訪問

(1) 個別訪問による指導・助言の実施

道路貨物運送業、タクシー業及びバス業について、原則として、それぞれ法令指導員及び業界指導員の2名により、自動車運転者を使用する事業場を個別訪問し、事業主等に対して自動車運転者の労働条件等の改善に係る指導及び助言を実施すること。

個別訪問は、事業場側からの要請があるなどの場合においては、必要に応じ、同一事業場に対して複数回実施することも差し支えないこと。

(2) 訪問対象の選定

ア 個別訪問対象候補の選定

個別訪問を行う対象の候補は、管内の各労働基準監督署（以下「署」という。）から都道府県労働局（以下「局」という。）へ提供された情報等をもとに管内の実情を勘案し、指導員の意見を聴取した上で、

改善基準に係る指導・助言を要すると認められる事業場で、

対象候補となった事業場に対しては、指導員において個別訪問の了解を得ること。なお、それに先立って、本制度の趣旨及び有益性等を都道府県労働局労働基準部監督課長（以下「監督課長」という。）名で（例文）を参考に通知するなど、予め事業場から個別訪問の了解を得やすい環境や事業場が本制度の指導・助言を受け入れやすい環境の整備に努めること。

イ 対象事業場数等

個別訪問を行う事業場は、個別訪問の了解を得られた事業場の中から監督課長の判断により、原則として、一業界当たりを目安に選定すること。また、効率的な指導を行うため、都道府県労働局の管内の実情等に応じて、全体としてを目安とする範囲内で柔軟に対応して差し支えないこと。

なお、対象事業場に対しては、指導員において事前に個別訪問日の日程調整等を行うこと。

(3) 個別訪問の手順

個別訪問については、原則として以下の手順で行うこと。

ア 個別訪問準備

個別訪問を行うに当たり、以下の準備を行うこと。

なお、訪問の際には、必ず自動車運転者時間管理等指導員証票を携帯すること。

(7) 対象事業場に関する情報の収集

対象事業場については、事前にインターネット等により事業場に関する基本情報を収集しておくこと。

改善基準にかかる指導・助言を要すると認められる事業場で、

対象候補となった事業場に対しては、指導員において個別訪問の了解を得ること。なお、それに先立って、本制度の趣旨及び有益性等を都道府県労働局労働基準部監督課長（以下「監督課長」という。）名で通知するなど、予め事業場から個別訪問の了解を得やすい環境や事業場が本制度の指導・助言を受け入れやすい環境の整備に努めること。

イ 対象の決定

個別訪問を行う事業場は、個別訪問の了解を得られた事業場の中から監督課長の判断により、原則として、一業界当たりを目安に選定すること。また、効率的な指導を行うため、都道府県労働局の管内の実情等に応じて、全体としてを目安とする範囲内で柔軟に対応して差し支えないこと。

なお、対象事業場に対しては、指導員において事前に個別訪問日の日程調整等を行うこと。

(3) 個別訪問の手順

個別訪問については、原則として以下の手順で行うこと。

ア 個別訪問準備

個別訪問を行うに当たり、以下の準備を行うこと。

なお、訪問の際には、必ず自動車運転者時間管理等指導員証票を携帯すること。

(7) 対象事業場に関する情報の収集

訪問対象事業場については、事前にインターネット等により事業場に関する基本情報を収集しておくこと。

(i) 労務管理状況調査票の記入要請

対象事業場の業種に応じ、事前に別添 2-1～別添 2-3 の労務管理状況調査票を送り、訪問日までに記入しておくこと。

(j) 各種パンフレット等の準備

指導・助言を行うに当たって必要となる各種パンフレット等の資料を選定し、必要部数用意しておくこと。

イ 指導・助言の実施

(7)

(i) 改善基準に違反した運行があった場合は、その原因を尋ね、遵守するための方策等について、各種パンフレット等も活用しながら指導・助言を行うこと。

労務管理関係書類の未整備等が認められた場合は、整備の必要性について説明した上で、作成方法等について指導・助言を行うこと。

(ii) そのほか、平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号「交通労働・災害防止のためのガイドライン」の遵守についての指導等、対象事業場が抱える労働基準関係法令等労務管理上の問題等についての助言等も、必要に応じ行うこと。

ウ 文書交付

(i) 労務管理状況調査票の記入要請

訪問対象事業場の業種に応じ、事前に別添 2-1～別添 2-3 の労務管理状況調査票を送り、訪問日までに記入しておくこと。

(j) 各種パンフレット等の準備

指導・助言を行うに当たって必要となる各種パンフレット等の資料を選定し、必要部数用意しておくこと。

イ 指導・助言の実施

(7)

(i) 改善基準に違反した運行があった場合は、その原因を尋ね、遵守するための方策等について、各種パンフレット等も活用しながら指導・助言を行うこと。

労務管理関係書類の未整備等が認められた場合は、整備の必要性について説明した上で、作成方法等について指導・助言を行うこと。

(ii) そのほか、対象事業場が抱える労働基準関係法令等労務管理上の問題等についても、必要に応じ助言等を行うこと。

ウ 文書交付

対象事業場における調査及び指導・助言等が終了した段階で、面接者に別添３－１～別添３－３の点検結果書を交付すること。

その際、改善を求める事項があった場合は、期限までに、別添４の改善状況報告書により報告するよう求めること。

エ 個別訪問の報告

個別訪問終了後、労務管理状況調査票及び交付した点検結果書の写しを対象事業場の現状、指導・助言の内容等について記述した自動車運転者時間管理等指導員勤務報告（執務準則別紙様式１）に添付して速やかに監督課長へ提出すること。

オ 指導・助言に対する報告

点検結果書に対する対象事業場からの報告があった場合、報告に漏れ等がないかを確認し、監督課長へ報告することをもって完結とする。

[Redacted text block]

2 業界団体未加入の事業場に対する労働基準関係法令等の周知・相談

(1) 個別訪問による周知・相談の実施

第３の１の個別訪問による指導・助言を行う事業場とは別に、原則として、法令指導員１名により、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国タクシー・ハイヤー連合会又は公益社団法人日本バス協会（それぞれの傘下団体を含む。）に加入していない事業場を個別訪問し、事業主等に対して労働基準関係法令等の周知・相談（以下「周知等」という。）を実施すること。

周知等は、事業場側からの要請があるなどの場合においては、必要

対象事業場における調査及び指導・助言等が終了した段階で、面接者に別添３－１～別添３－３の点検結果書を交付すること。

その際、改善を求める事項があった場合は、期限までに、別添４の改善状況報告書により報告するよう求めること。

エ 個別訪問の報告

個別訪問終了後、労務管理状況調査票及び交付した点検結果書の写しを対象事業場の現状、指導・助言の内容等について記述した自動車運転者時間管理等指導員勤務報告（執務準則別紙様式１）に添付して速やかに監督課長へ提出すること。

オ 指導・助言に対する報告

点検結果書に対する対象事業場からの報告があった場合、報告に漏れ等がないかを確認し、監督課長へ報告することをもって完結とする。

[Redacted text block]

に応じ、同一事業場に対して複数回実施することも差し支えないこと。

(2) 訪問対象の選定

ア 周知等の対象候補の選定

周知等を行う対象の候補は、上記第3の2(1)の各業界団体に加入していない事業場

対象候補となった事業場に対しては、本制度の趣旨及び有益性等を事前に監督課長名で（例文）を参考に通知するなど、予め事業場から個別訪問の了解を得やすい環境や事業場が本制度の周知等を受け入れやすい環境の整備に努めること。

イ 対象事業場数等

周知等を行う事業場は、
、原則として、
を個別訪問することとし、都道府県労働局管内の実情に応じて、全体として
を目安として実施すること。

なお、対象事業場に対しては、指導員において事前に個別訪問日の日程調整等を行うこと。

(3) 周知等の手順

周知等については、原則として以下の手順で行うこと。

ア 周知等の準備

周知等を行うに当たり、以下の準備を行うこと。

なお、訪問の際には、必ず自動車運転者時間管理等指導員証票を携帯すること。

(7) 対象事業場に関する情報の収集

対象事業場については、可能な範囲で、事前に事業場に関する基本情報を収集しておくこと。

(i) 訪問事前アンケート票の記入要請

対象事業場に対し、事前に別添5の訪問事前アンケート票を送り、訪問日前に提出させること。このアンケート票を基に、指導員において、事前に、十分な理解がされていない事項、関心が高い事項等を的確に押さえておくこと。

(ii) 各種パンフレット等の準備

周知等を行うに当たっては、訪問事前アンケート票から得た事業主等の要望や十分な理解がされていない事項等に合わせ、各種パンフレット等の資料を選定し、必要部数用意しておくこと。

イ 周知等の実施

周知等は、訪問事前アンケート票を踏まえ、十分な理解がされていない事項、関心が高い事項等を中心に、的確に行うこと。そのほか、対象事業場が抱える労働基準関係法令等労務管理上の問題等についても、必要に応じ相談、助言等を行うこと。

ウ 個別訪問の報告

個別訪問終了後、対象事業場の現状、周知・相談の内容等について記述した自動車運転者時間管理等指導員勤務報告（執務準則別紙様式1）を、速やかに監督課長へ提出すること。

なお、報告には、備考欄に「未加入」と記載すること。

3 指導員会議

(1) 研修会議等

指導員交替時には、本制度の趣旨、指導員の役割、改善基準等に係

2 指導員会議

(1) 研修会議等

本制度発足時や指導員交替時には、本制度の趣旨、指導員の役割、

る情報等に関し、必要な関係資料をとりまとめ、計画的な研修会議を開催すること。

また、各年度当初には、当該年度の活動計画等についての連絡会議を開催し、活動内容の確認や情報の共有化等を図ること。

(2) 結果報告会議

必要に応じ、各年度の第4四半期に、当該年度に実施した指導員の活動実績等についての報告会議を開催すること。

4 集団指導等

局において集団指導等を実施する場合には、その事前準備等のほか、説明員として指導員を活用しても差し支えないこと。なお、本件集団指導等として、平成24年4月6日付け基監発0406第2号「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における労働基準法等の説明について」において行うこととしている指導講習を含めることとしても差し支えないこと。

第4

改善基準等にかかる情報等に関し、必要な関係資料をとりまとめ、計画的な研修会議を開催すること。

また、各年度当初には、当該年度の活動計画等についての連絡会議を開催し、活動内容の確認や情報の共有化等を図ること。

(2) 結果報告会議

必要に応じ、各年度の第4四半期に、当該年度に実施した指導員の活動実績等についての報告会議を開催すること。

3 集団指導等

局において集団指導等を実施する場合には、その事前準備等のほか、説明員として指導員を活用しても差し支えないこと。なお、本件集団指導等として、平成24年4月6日付け基監発0406第2号「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における労働基準法等の説明について」において行うこととしている指導講習を含めることとしても差し支えないこと。

第4

第5 指導・助言の効果の把握、分析

一層の効果的・効率的な指導員業務の推進を図るため、局において、指導・助言又は周知等を行った事業場を対象に、それぞれ別添6のアンケート調査を実施すること。

また、把握した情報に基づき、指導・助言又は周知等が効果的であったか否かについて、評価及び問題点の分析を行うこと。

第6 報告

- 1 各年度の指導員の勤務実績について、別添7により次年度の4月15日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。
- 2 第5のアンケート結果等について、別添8により次年度の5月31日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。

第5 指導・助言の効果の把握、分析

一層の効果的・効率的な指導員業務の推進を図るため、局において、指導・助言を行った事業場を対象に、別添5のアンケート調査を実施すること。

また、把握した情報に基づき、指導・助言が効果的であったか否かについて、評価及び問題点の分析を行うこと。

第6 報告

- 1 各年度の指導員の勤務実績について、別添6により次年度の4月15日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。
- 2 第5のアンケート結果等について、別添7により次年度の5月31日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。

別添 1 略

別添 2 - 1

(別添 2 - 1)

労務管理状況調査票 (トラック事業)

この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。

I. 貴事業場の概要についてお尋ねします。

問 1 貴事業場の概要をご記入ください。

事業場名		電話番号 ()
所在地		
労働者数	名 (うち運転者 名)	企業全体 名
ご担当者職氏名		

問 2 貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

別添 1 略

別添 2 - 1

(別添 2 - 1)

労務管理状況調査票 (トラック事業)

この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。

I. 貴事業場の概要についてお尋ねします。

問 1 貴事業場の概要をご記入ください。

事業場名		電話番号 ()
所在地		
労働者数	名 (うち運転者 名)	企業全体 名
ご担当者職氏名		

問 2 貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

1. 一般貨物自動車運送事業
2. 特定貨物自動車運送事業
3. その他

問3 貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

1. 5台以下
2. 6台～10台
3. 11台～20台
4. 21台～50台
5. 51台以上

Ⅱ. トラック事業者の方にお尋ねします。

問4 貴事業場の主要荷主を上位3業種まで○をつけてください。

1. トラック運送事業者（兼利用運送事業）
2. 物流子会社
3. 利用運送事業者
4. 倉庫業
5. 農協・経済連
6. 林業・水産加工業
7. 鉱業
8. 建設業
9. 鉄鋼・金属
10. セメント等窯業
11. 石油製造業
12. 化学工業
13. 電器機械・弱電

1. 一般貨物自動車運送事業
2. 特定貨物自動車運送事業
3. その他

問3 貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

1. 5台以下
2. 6台～10台
3. 11台～20台
4. 21台～50台
5. 51台以上

Ⅱ. トラック事業者の方にお尋ねします。

問4 貴事業場の主要荷主を上位3業種まで○をつけてください。

1. トラック運送事業者（兼利用運送事業）
2. 物流子会社
3. 利用運送事業者
4. 倉庫業
5. 農協・経済連
6. 林業・水産加工業
7. 鉱業
8. 建設業
9. 鉄鋼・金属
10. セメント等窯業
11. 石油製造業
12. 化学工業
13. 電器機械・弱電

14. 一般機械
15. 輸送機械
16. 精密機械
17. 食品工業
18. 繊維
19. 製紙・パルプ
20. 製材・家具
21. 印刷・出版
22. 日用品製造
23. 卸売業
24. 小売業
25. 官公庁
26. その他

問5 貴事業場における長距離運行と日帰り運行の業務割合はどの程度ですか。

長距離運行	おおよそ____%
日帰り運行	おおよそ____%

問6 運転の交替要員として2人乗務をさせているケースがありますか。

1. ある
2. ない

問7 隔日勤務を行わせている運転者がいますか。

1. ある
2. ない

問8 休息期間を分割して与えている運転者がいますか。

1. いる
2. いない

問9 運転者に休日労働を行わせることがありますか。

1. ある
2. ない

14. 一般機械
15. 輸送機械
16. 精密機械
17. 食品工業
18. 繊維
19. 製紙・パルプ
20. 製材・家具
21. 印刷・出版
22. 日用品製造
23. 卸売業
24. 小売業
25. 官公庁
26. その他

問5 貴事業場における長距離運行と日帰り運行の業務割合はどの程度ですか。

長距離運行	おおよそ____%
日帰り運行	おおよそ____%

問6 運転の交替要員として2人乗務をさせているケースがありますか。

1. ある
2. ない

問7 隔日勤務を行わせている運転者がいますか。

1. ある
2. ない

問8 休息期間を分割して与えている運転者がいますか。

1. いる
2. いない

問9 運転者に休日労働を行わせることがありますか。

1. ある
2. ない

問10 年間3, 516時間を超えない範囲内で1ヵ月の拘束時間を320時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問11 1年単位の変形労働時間制を採用していますか。

1. 採用している 2. 採用していない

問12 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 締結し届け出ている 2. 締結していない

問13 労働者が10名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 作成し届け出ている 2. 作成していない

問14 労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

1. 書面で明示している 2. 書面で明示していない

問15 1年以内に1回、定期健康診断を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問16 以下、改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 1ヵ月の拘束時間は原則として293時間以内とする。ただし、年間3, 516時間を超えない範囲内で労使協定を結んだ月は、1ヵ月の拘束時間を320時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 1日の最大拘束時間は13時間以内を基本とし、最大16時間（2人乗務の場合は20時間、隔日勤務の場合は2暦日合計21時間）を超えないものとする。この場合、1日の拘束時間が15時間を超える回数は

問10 年間3, 516時間を超えない範囲内で1ヵ月の拘束時間を320時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問11 1年単位の変形労働時間制を採用していますか。

1. 採用している 2. 採用していない

問12 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 締結し届け出ている 2. 締結していない

問13 労働者が10名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 作成し届け出ている 2. 作成していない

問14 労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

1. 書面で明示している 2. 書面で明示していない

問15 1年以内に1回、定期健康診断を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問16 以下、改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 1ヵ月の拘束時間は原則として293時間以内とする。ただし、年間3, 516時間を超えない範囲内で労使協定を結んだ月は、1ヵ月の拘束時間を320時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 1日の最大拘束時間は13時間以内を基本とし、最大16時間（2人乗務の場合は20時間、隔日勤務の場合は2暦日合計21時間）を超えないものとする。この場合、1日の拘束時間が15時間を超える回数は

1週間に2回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

<注意点>

- ・休息期間を分割して与える場合は、1回が継続4時間以上、合計10時間以上であり、一定期間における勤務回数の2分の1までといった要件があります。
- ・2人乗務の場合は、8時間ではなく4時間以上です。
- ・隔日勤務の場合は、8時間ではなく継続20時間以上です。
- ・フェリーに乗船する場合は、乗船時間が2時間を超える時間を8時間から引くことができます。

(4) 休日は、休息期間+24時間=32時間以上の連続した時間とする。
ただし、隔日勤務の場合は44時間とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(5) 1日の運転時間は2日（始業時刻から48時間）平均で9時間以内と

1週間に2回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

<注意点>

- ・休息期間を分割して与える場合は、1回が継続4時間以上、合計10時間以上であり、一定期間における勤務回数の2分の1までといった要件があります。
- ・2人乗務の場合は、8時間ではなく4時間以上です。
- ・隔日勤務の場合は、8時間ではなく継続20時間以上です。
- ・フェリーに乗船する場合は、乗船時間が2時間を超える時間を8時間から引くことができます。

(4) 休日は、休息期間+24時間=32時間以上の連続した時間とする。
ただし、隔日勤務の場合は44時間とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(5) 1日の運転時間は2日（始業時刻から48時間）平均で9時間以内と

する。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(6) 1週間の運転時間は2週間平均で44時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(7) 連続運転時間は4時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(8) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

問17 改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

1. 改善基準の内容がわかりにくいから
2. 基準が厳しすぎるから
3. 運行が荷主側の都合に左右されるから

する。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(6) 1週間の運転時間は2週間平均で44時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(7) 連続運転時間は4時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(8) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

問16 改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

1. 改善基準の内容がわかりにくいから
2. 基準が厳しすぎるから
3. 運行が荷主側の都合に左右されるから

- 4. 自社で運行管理が徹底できていないから
- 5. 事業場の運転者が少ないから
- 6. 渋滞等、交通環境が悪いから
- 7. 季節的に業務の繁閑の差が大きいから
- 8. その他

- 4. 自社で運行管理が徹底できていないから
- 5. 事業場の運転者が少ないから
- 6. 渋滞等、交通環境が悪いから
- 7. 季節的に業務の繁閑の差が大きいから
- 8. その他

問18 以下、交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守状況についてお尋ねします。

(1) 無理のない適正な労働時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、労働者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っていますか。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| <u>1. 守れている</u> | <u>3. あまり守れていない</u> |
| <u>2. 守れないことがある</u> | <u>4. 把握していない</u> |

(2) 走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施していますか。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| <u>1. 守れている</u> | <u>3. あまり守れていない</u> |
| <u>2. 守れないことがある</u> | <u>4. 把握していない</u> |

(3) 乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録していますか。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| <u>1. 守れている</u> | <u>3. あまり守れていない</u> |
|-----------------|---------------------|

2. 守れないことがある

4. 把握していない

Ⅲ. その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。

お疲れさまでした。
ご協力ありがとうございました。

別添 2 - 2

(別添 2 - 2)

労務管理状況調査票 (タクシー事業)

この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。

I. 貴事業場の概要についてお尋ねします。

問 1 貴事業場の概要をご記入ください。

Ⅲ. その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。

お疲れさまでした。
ご協力ありがとうございました。

別添 2 - 2

(別添 2 - 2)

労務管理状況調査票 (タクシー事業)

この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。

I. 貴事業場の概要についてお尋ねします。

問 1 貴事業場の概要をご記入ください。

事業場名		電話番号 ()
所在地		
労働者数	名 (うち運転者 名)	企業全体 名
ご担当者職氏名		

問 2 貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業 2. 一般貸切旅客自動車運送事業
3. 一般乗用旅客自動車運送事業 4. その他

問 3 貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

1. 5 台以下
2. 6 台～10 台
3. 11 台～20 台
4. 21 台～50 台
5. 51 台以上

II. タクシー事業者の方におうかがいします。

問 4 貴事業場における、日勤勤務者と隔日勤務者の割合はどの程度ですか。

日勤勤務者	おおよそ _____ %
隔日勤務者	おおよそ _____ %

問 5 車庫待ち等の就労形態の運転者がいますか。

事業場名		電話番号 ()
所在地		
労働者数	名 (うち運転者 名)	企業全体 名
ご担当者職氏名		

問 2 貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業 2. 一般貸切旅客自動車運送事業
3. 一般乗用旅客自動車運送事業 4. その他

問 3 貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

1. 5 台以下
2. 6 台～10 台
3. 11 台～20 台
4. 21 台～50 台
5. 51 台以上

II. タクシー事業者の方におうかがいします。

問 4 貴事業場における、日勤勤務者と隔日勤務者の割合はどの程度ですか。

日勤勤務者	おおよそ _____ %
隔日勤務者	おおよそ _____ %

問 5 車庫待ち等の就労形態の運転者がいますか。

1. いる 2. いない

問6 ハイヤーの運転者がいますか。

1. いる 2. いない

問7 運転者に休日労働を行わせることがありますか。

1. ある 2. ない

問8 車庫待ち等の運転者について、1ヵ月の拘束時間を322時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問9 隔日勤務者について、1ヵ月の拘束時間を270時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問10 1年単位の変形労働時間制を採用していますか。

1. 採用している 2. 採用していない

問11 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 締結し届け出ている 2. 締結していない

問12 労働者が10名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 作成し届け出ている 2. 作成していない

問13 労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

1. 書面で明示している 2. 書面で明示していない

問14 1年以内に1回、定期健康診断を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問15 以下、日勤勤務者にかかる改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 1ヵ月の拘束時間は299時間とする。ただし、車庫待ち等の運転者

1. いる 2. いない

問6 ハイヤーの運転者がいますか。

1. いる 2. いない

問7 運転者に休日労働を行わせることがありますか。

1. ある 2. ない

問8 車庫待ち等の運転者について、1ヵ月の拘束時間を322時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問9 隔日勤務者について、1ヵ月の拘束時間を270時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問10 1年単位の変形労働時間制を採用していますか。

1. 採用している 2. 採用していない

問11 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 締結し届け出ている 2. 締結していない

問12 労働者が10名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 作成し届け出ている 2. 作成していない

問13 労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

1. 書面で明示している 2. 書面で明示していない

問14 1年以内に1回、定期健康診断を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問15 以下、日勤勤務者にかかる改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 1ヵ月の拘束時間は299時間とする。ただし、車庫待ち等の運転者

については、労使協定を結んだ場合、322時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 1日の最大拘束時間は13時間以内を基本とし、最大16時間を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の運転者については、一定の要件の下に24時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

<一定の要件>

- ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える。
- ・1日の拘束時間が16時間を超える回数が1ヵ月7回以内である。
- ・1日の拘束時間が18時間を超える場合、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える。

(3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。ただし、車庫待ち等の運転者で拘束時間を24時間まで延長した場合は、継続20時間以上とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(4) 休日は、休息期間+24時間=32時間以上の連続した時間とする。

については、労使協定を結んだ場合、322時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 1日の最大拘束時間は13時間以内を基本とし、最大16時間を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の運転者については、一定の要件の下に24時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

<一定の要件>

- ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える。
- ・1日の拘束時間が16時間を超える回数が1ヵ月7回以内である。
- ・1日の拘束時間が18時間を超える場合、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える。

(3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。ただし、車庫待ち等の運転者で拘束時間を24時間まで延長した場合は、継続20時間以上とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(4) 休日は、休息期間+24時間=32時間以上の連続した時間とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(5) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

問16 以下、隔日勤務者にかかる改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 1ヵ月の拘束時間は262時間とする。ただし、労使協定を結んだ場合、270時間まで延長することができる。車庫待ち等の運転者については、労使協定を結んだ場合、1ヵ月の拘束時間の限度に20時間を加えた時間まで延長できる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 2暦日の拘束時間は21時間以内とする。ただし、夜間4時間以上の仮眠時間を与えることにより、1ヵ月について7回以内に限り、24時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(5) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

問16 以下、隔日勤務者にかかる改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 1ヵ月の拘束時間は262時間とする。ただし、労使協定を結んだ場合、270時間まで延長することができる。車庫待ち等の運転者については、労使協定を結んだ場合、1ヵ月の拘束時間の限度に20時間を加えた時間まで延長できる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 2暦日の拘束時間は21時間以内とする。ただし、夜間4時間以上の仮眠時間を与えることにより、1ヵ月について7回以内に限り、24時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない

4. 把握していない

(3) 休息期間は、継続20時間以上とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

(4) 休日は、休息期間+24時間=44時間以上の連続した時間とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

(5) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

問17 改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

1. 改善基準の内容がわかりにくいから

2. 基準が厳しすぎるから

3. 他の事業者も守っていないから

4. 自社で運行管理が徹底できていないから

5. 事業場の運転者が少ないから

6. 経営的に厳しいから

7. その他

4. 把握していない

(3) 休息期間は、継続20時間以上とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

(4) 休日は、休息期間+24時間=44時間以上の連続した時間とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

(5) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

問17 改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

1. 改善基準の内容がわかりにくいから

2. 基準が厳しすぎるから

3. 他の事業者も守っていないから

4. 自社で運行管理が徹底できていないから

5. 事業場の運転者が少ないから

6. 経営的に厳しいから

7. その他

問18 以下、交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守状況についてお尋ねします。	
(1) 無理のない適正な労働時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、労働者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っていますか。	
1. 守れている 2. 守れないことがある	3. あまり守れていない 4. 把握していない
(2) 走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めていますか。	
1. 守れている 2. 守れないことがある	3. あまり守れていない 4. 把握していない
(3) 乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録していますか。	
1. 守れている 2. 守れないことがある	3. あまり守れていない 4. 把握していない
Ⅲ. その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。	Ⅲ. その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。

--

お疲れさまでした。
ご協力ありがとうございました。

別添 2 - 3

(別添 2 - 3)

労務管理状況調査票 (バス事業)

この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。

I. 貴事業場の概要についてお尋ねします。

問 1 貴事業場の概要をご記入ください。

事業場名		電話番号 ()
------	--	-------------

--

お疲れさまでした。
ご協力ありがとうございました。

別添 2 - 3

(別添 2 - 3)

労務管理状況調査票 (バス事業)

この調査票は、事業場の労務管理等に関する実態を把握させていただくためのものです。自動車運転者時間管理等指導員が事業場を訪問させていただく際に利用させていただきますので、お手数ですが、運行管理担当者および労務管理担当者の方にあらかじめご記入いただきますようお願いいたします。

I. 貴事業場の概要についてお尋ねします。

問 1 貴事業場の概要をご記入ください。

事業場名		電話番号 ()
------	--	-------------

所在地		
労働者数	名（うち運転者 名）	企業全体 名
ご担当者職氏名		

問2 貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業 2. 一般貸切旅客自動車運送事業
3. 一般乗用旅客自動車運送事業 4. その他

問3 貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

1. 5台以下
2. 6台～10台
3. 11台～20台
4. 21台～50台
5. 51台以上

Ⅱ. バス事業者の方にお尋ねします。

問4 貴事業場における路線バス、貸切バス、高速バスの運行の業務割合はどの程度ですか。

路線バス	おおよそ____%
貸切バス	おおよそ____%
高速バス	おおよそ____%

問5 運転の交替要員として2人乗務をさせているケースがありますか。

1. ある 2. ない

問6 隔日勤務を行わせている運転者がいますか。

所在地		
労働者数	名（うち運転者 名）	企業全体 名
ご担当者職氏名		

問2 貴事業場で行っている事業内容に該当するものに○をつけてください。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業 2. 一般貸切旅客自動車運送事業
3. 一般乗用旅客自動車運送事業 4. その他

問3 貴事業場の保有車両台数は何台でしょうか。該当するものに○をつけてください。

1. 5台以下
2. 6台～10台
3. 11台～20台
4. 21台～50台
5. 51台以上

Ⅱ. バス事業者の方にお尋ねします。

問4 貴事業場における路線バス、貸切バス、高速バスの運行の業務割合はどの程度ですか。

路線バス	おおよそ____%
貸切バス	おおよそ____%
高速バス	おおよそ____%

問5 運転の交替要員として2人乗務をさせているケースがありますか。

1. ある 2. ない

問6 隔日勤務を行わせている運転者がいますか。

1. ある 2. ない

問7 休息期間を分割して与えている運転者がいますか。

1. いる 2. いない

問8 運転者に休日労働を行わせることがありますか。

1. ある 2. ない

問9 4週を平均した1週間当たりの拘束時間を71.5時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問10 貸切バス及び高速バスの運転者について、4週間平均で1週間当たりの運転時間を44時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問11 1年単位の変形労働時間制を採用していますか。

1. 採用している 2. 採用していない

問12 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 締結し届け出ている 2. 締結していない

問13 労働者が10名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 作成し届け出ている 2. 作成していない

問14 労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

1. 書面で明示している 2. 書面で明示していない

問15 1年以内に1回、定期健康診断を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問16 以下、改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間以内とする。ただし、労使協定を締結した場合は、52週間のうち16週間ま

1. ある 2. ない

問7 休息期間を分割して与えている運転者がいますか。

1. いる 2. いない

問8 運転者に休日労働を行わせることがありますか。

1. ある 2. ない

問9 4週を平均した1週間当たりの拘束時間を71.5時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問10 貸切バス及び高速バスの運転者について、4週間平均で1週間当たりの運転時間を44時間まで延長するための労使協定を結んでいますか。

1. 結んでいる 2. 結んでいない

問11 1年単位の変形労働時間制を採用していますか。

1. 採用している 2. 採用していない

問12 36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 締結し届け出ている 2. 締結していない

問13 労働者が10名以上である場合、就業規則を作成して労働基準監督署へ届け出ていますか。

1. 作成し届け出ている 2. 作成していない

問14 労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示していますか。

1. 書面で明示している 2. 書面で明示していない

問15 1年以内に1回、定期健康診断を実施していますか。

1. 実施している 2. 実施していない

問16 以下、改善基準の遵守状況についてお尋ねします。

(1) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間以内とする。ただし、労使協定を締結した場合は、52週間のうち16週間ま

では、7 1. 5時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 1日の最大拘束時間は1 3時間以内を基本とし、最大1 6時間（2人乗務の場合は2 0時間、隔日勤務の場合は2 暦日合計2 1時間）を超えないものとする。この場合、1日の拘束時間が1 5時間を超える回数は1週間に2回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

<注意点>

- ・休息期間を分割して与える場合は、1回が継続4時間以上、合計1 0時間以上であり、一定期間における勤務回数の2分の1までといった要件があります。
- ・2人乗務の場合は、8時間ではなく4時間以上です。
- ・隔日勤務の場合は、8時間ではなく継続2 0時間以上です。
- ・フェリーに乗船する場合は、乗船時間が2時間を超える時間を8時間か

では、7 1. 5時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(2) 1日の最大拘束時間は1 3時間以内を基本とし、最大1 6時間（2人乗務の場合は2 0時間、隔日勤務の場合は2 暦日合計2 1時間）を超えないものとする。この場合、1日の拘束時間が1 5時間を超える回数は1週間に2回以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

<注意点>

- ・休息期間を分割して与える場合は、1回が継続4時間以上、合計1 0時間以上であり、一定期間における勤務回数の2分の1までといった要件があります。
- ・2人乗務の場合は、8時間ではなく4時間以上です。
- ・隔日勤務の場合は、8時間ではなく継続2 0時間以上です。
- ・フェリーに乗船する場合は、乗船時間が2時間を超える時間を8時間か

ら引くことができます。

(4) 休日は、休息期間+24時間=32時間以上の連続した時間とする。

ただし、隔日勤務の場合は44時間。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(5) 1日の運転時間は2日（始業時刻から48時間）平均で9時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間以内とする。ただし、貸切バス及び高速バスの運転者について、52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲内で、52週間のうち16週間までは4週間平均で1週間当たりの運転時間を44時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(7) 連続運転時間は4時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある

ら引くことができます。

(4) 休日は、休息期間+24時間=32時間以上の連続した時間とする。

ただし、隔日勤務の場合は44時間。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(5) 1日の運転時間は2日（始業時刻から48時間）平均で9時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間以内とする。ただし、貸切バス及び高速バスの運転者について、52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲内で、52週間のうち16週間までは4週間平均で1週間当たりの運転時間を44時間まで延長することができる。

1. 守れている
2. 守れないことがある
3. あまり守れていない
4. 把握していない

(7) 連続運転時間は4時間以内とする。

1. 守れている
2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

(8) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

問17 改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

1. 改善基準の内容がわかりにくいから

2. 基準が厳しすぎるから

3. 運行が旅行会社側の都合に左右されるから

4. 自社で運行管理が徹底できていないから

5. 事業場の運転者が少ないから

6. 渋滞等、交通環境が悪いから

7. 季節的に業務の繁閑の差が大きいから

8. その他

問18 以下、交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守状況についてお尋ねします。

(1) 無理のない適正な労働時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、労働者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間

3. あまり守れていない

4. 把握していない

(8) 休日労働は2週間に1回以内とする。

1. 守れている

2. 守れないことがある

3. あまり守れていない

4. 把握していない

問17 改善基準を遵守できない場合、その主な理由は何ですか。下の選択肢の中から当てはまるものに○をつけてください（複数回答可）。

1. 改善基準の内容がわかりにくいから

2. 基準が厳しすぎるから

3. 運行が旅行会社側の都合に左右されるから

4. 自社で運行管理が徹底できていないから

5. 事業場の運転者が少ないから

6. 渋滞等、交通環境が悪いから

7. 季節的に業務の繁閑の差が大きいから

8. その他

等の管理及び走行管理を行っていますか。

1. 守れている

3. あまり守れていない

2. 守れないことがある

4. 把握していない

(2) 高速乗合バス及び貸切バス事業者においては、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準を遵守していますか。(注)

1. 守れている

3. あまり守れていない

2. 守れないことがある

4. 把握していない

5. 高速乗合バス及び貸切バスの運行を行っていない

(注)「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」については、平成25年8月1日から適用

(3) 走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施するよう努めていますか。

1. 守れている

3. あまり守れていない

2. 守れないことがある

4. 把握していない

(4) 乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録していますか。

1. 守れている

3. あまり守れていない

2. 守れないことがある

4. 把握していない

Ⅲ. その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。

Ⅲ. その他、労務管理等に関して指導員に相談してみたいこと等がありましたら、自由にご記入ください。

お疲れさまでした。
ご協力ありがとうございました。

別添 3 - 1

(別添3-1)

《点検結果書(トラック編)》

この点検結果書は、自動車運転者時間管理等指導員(指導員)が事業場に訪問した際に点検した結果について記録し、今後の改善に役立てるためのものです。「改善が必要」となった項目につきましては、その改善状況を 月 日までに報告いただきますようお願いします。

(不明な点等がございましたら、 労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。)

事業場名：

点検年月日：平成 年 月 日

指導員名：

お疲れさまでした。
ご協力ありがとうございました。

別添 3 - 1

(別添3-1)

《点検結果書(トラック編)》

この点検結果書は、自動車運転者時間管理等指導員(指導員)が事業場に訪問した際に点検した結果について記録し、今後の改善に役立てるためのものです。「改善が必要」となった項目につきましては、その改善状況を 月 日までに報告いただきますようお願いします。

(不明な点等がございましたら、 労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。)

事業場名：

点検年月日：平成 年 月 日

指導員名：

○改善基準について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【1カ月の拘束時間】

1-1	1カ月の拘束時間が293時間以内である		○→結果1へ ×→1-2へ
1-2	1カ月の拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→1-3へ ×→結果2へ
1-3	1カ月の拘束時間が労使協定で定めた時間(上限320時間)以内である		○→1-4へ ×→結果2へ
1-4	1カ月の拘束時間が293時間を超える月が労使協定で定めた月(上限6ヵ月)以内である		○→1-5へ ×→結果2へ
1-5	1年間の拘束時間が3,516時間以内である		○→結果1へ ×→結果2へ

結果1:1カ月の拘束時間について問題なし

結果2:1カ月の拘束時間について改善が必要

【1日の拘束時間】※

2-1	・2人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→2-5へ →2-6へ →2-2へ
2-2	1日の拘束時間が13時間以内である		○→結果3へ ×→2-3へ

○改善基準について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【1カ月の拘束時間】

1-1	1カ月の拘束時間が293時間以内である		○→結果1へ ×→1-2へ
1-2	1カ月の拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→1-3へ ×→結果2へ
1-3	1カ月の拘束時間が労使協定で定めた時間(上限320時間)以内である		○→1-4へ ×→結果2へ
1-4	1カ月の拘束時間が293時間を超える月が労使協定で定めた月(上限6ヵ月)以内である		○→1-5へ ×→結果2へ
1-5	1年間の拘束時間が3,516時間以内である		○→結果1へ ×→結果2へ

結果1:1カ月の拘束時間について問題なし

結果2:1カ月の拘束時間について改善が必要

【1日の拘束時間】※

2-1	・2人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→2-5へ →2-6へ →2-2へ
2-2	1日の拘束時間が13時間以内である		○→結果3へ ×→2-3へ

2-3	1日の拘束時間が16時間以内である		○→2-4へ ×→結果4へ
2-4	1日の拘束時間が15時間を超える日が1週間に2日以内である		○→結果3へ ×→結果4へ
2-5	2人乗務の場合、1日の拘束時間が20時間以内である		○→結果3へ ×→結果4へ
2-6	隔日勤務の場合、2暦日の拘束時間が合計21時間以内である		○→2-7へ ×→結果4へ
2-7	事業場内仮眠施設等で夜間に4時間以上の仮眠時間がある場合、2暦日の拘束時間が合計24時間以内である		○→2-8へ ×→結果4へ
2-8	2週間の総拘束時間が126時間以内である		○→結果3へ ×→結果4へ
結果3：1日の拘束時間について問題なし		結果4：1日の拘束時間について改善が必要	
No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【休息期間】※			
3-1	・2人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→3-4へ →3-5へ →3-2へ
2-3	1日の拘束時間が16時間以内である		○→2-4へ ×→結果4へ
2-4	1日の拘束時間が15時間を超える日が1週間に2日以内である		○→結果3へ ×→結果4へ
2-5	2人乗務の場合、1日の拘束時間が20時間以内である		○→結果3へ ×→結果4へ
2-6	隔日勤務の場合、2暦日の拘束時間が合計21時間以内である		○→2-7へ ×→結果4へ
2-7	事業場内仮眠施設等で夜間に4時間以上の仮眠時間がある場合、2暦日の拘束時間が合計24時間以内である		○→2-8へ ×→結果4へ
2-8	2週間の総拘束時間が126時間以内である		○→結果3へ ×→結果4へ
結果3：1日の拘束時間について問題なし		結果4：1日の拘束時間について改善が必要	
No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【休息期間】※			
3-1	・2人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→3-4へ →3-5へ →3-2へ

3-2	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間が継続 8 時間以上である		○→結果 5 へ ×→3-3 へ
3-3	勤務開始から 24 時間以内に、1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上の休息期間がある (ただし、このような勤務が、2～4 週間程度の間で全勤務回数の半分以上を超える場合は違反)		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-4	2 人乗務の場合、休息期間が 4 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-5	隔日勤務の場合、勤務終了後の休息期間が継続 20 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ

結果 5 : 休息期間について問題なし

結果 6 : 休息期間について改善が必要

【休日】※

4-1	休日が 32 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 7 へ ×→4-2 へ
4-2	分割休息、2 人乗務、フェリー乗船のいずれかの場合に該当し、休日が 30 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 7 へ ×→結果 8 へ

結果 7 : 休日について問題なし

結果 8 : 休日について改善が必要

【運転時間】

5-1	運転時間が 2 日(始業から 48 時間のことをいう)平均で 1 日当たり 9 時間以内である		○→5-2 へ ×→結果 10 へ
5-2	運転時間が 4 週間を平均して 1 週間当たり 44 時間以内である		○→結果 9 へ ×→結果 10 へ

3-2	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間が継続 8 時間以上である		○→結果 5 へ ×→3-3 へ
3-3	勤務開始から 24 時間以内に、1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上の休息期間がある (ただし、このような勤務が、2～4 週間程度の間で全勤務回数の半分以上を超える場合は違反)		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-4	2 人乗務の場合、休息期間が 4 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-5	隔日勤務の場合、勤務終了後の休息期間が継続 20 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ

結果 5 : 休息期間について問題なし

結果 6 : 休息期間について改善が必要

【休日】※

4-1	休日が 32 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 7 へ ×→4-2 へ
4-2	分割休息、2 人乗務、フェリー乗船のいずれかの場合に該当し、休日が 30 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 7 へ ×→結果 8 へ

結果 7 : 休日について問題なし

結果 8 : 休日について改善が必要

【運転時間】

5-1	運転時間が 2 日(始業から 48 時間のことをいう)平均で 1 日当たり 9 時間以内である		○→5-2 へ ×→結果 10 へ
5-2	運転時間が 4 週間を平均して 1 週間当たり 44 時間以内である		○→結果 9 へ ×→結果 10 へ

結果 9 : 運転時間について問題なし

結果 10 : 運転時間について改善が必要

【連続運転時間】

6-1	連続運転時間が 4 時間以内である		○→6-2 へ ×→結果 12 へ
6-2	4 時間運転する間に、1 回が 10 分以上で合計 30 分以上の運転の中断がある		○→結果 11 へ ×→結果 12 へ

結果 11 : 連続運転時間について問題なし

結果 12 : 連続運転時間について改善が必要

【休日労働回数】

7	休日労働は 2 週間に 1 回以内である		○→結果 13 へ ×→結果 14 へ
---	----------------------	--	------------------------

結果 13 : 休日労働回数について問題なし

結果 14 : 休日労働回数について改善が必要

※ フェリー乗船がある場合の注意点

途中でフェリーに乗船する場合、乗船時間のうち 2 時間までは拘束時間とし、2 時間を超えた時間は休息期間として取り扱う。そのため、乗船時間が 2 時間を超える場合は、休息期間の 8 時間(2 人乗務の 4 時間、隔日勤務の 20 時間)から引くことができる。

ただし、減算後の休息期間は、2 人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならない。

○書類作成等について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

結果 9 : 運転時間について問題なし

結果 10 : 運転時間について改善が必要

【連続運転時間】

6-1	連続運転時間が 4 時間以内である		○→6-2 へ ×→結果 12 へ
6-2	4 時間運転する間に、1 回が 10 分以上で合計 30 分以上の運転の中断がある		○→結果 11 へ ×→結果 12 へ

結果 11 : 連続運転時間について問題なし

結果 12 : 連続運転時間について改善が必要

【休日労働回数】

7	休日労働は 2 週間に 1 回以内である		○→結果 13 へ ×→結果 14 へ
---	----------------------	--	------------------------

結果 13 : 休日労働回数について問題なし

結果 14 : 休日労働回数について改善が必要

※ フェリー乗船がある場合の注意点

途中でフェリーに乗船する場合、乗船時間のうち 2 時間までは拘束時間とし、2 時間を超えた時間は休息期間として取り扱う。そのため、乗船時間が 2 時間を超える場合は、休息期間の 8 時間(2 人乗務の 4 時間、隔日勤務の 20 時間)から引くことができる。

ただし、減算後の休息期間は、2 人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了までの間の時間の 2 分の 1 を下回ってはならない。

○書類作成等について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【36協定届】			
8	労働時間が1日8時間、週40時間を超えている場合、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果15へ ×→結果16へ
結果15:36協定届出あり		結果16:36協定の届出なし(改善が必要)	
【1年単位の変形労働時間制届】			
9	1年単位の変形労働時間制を採用している場合、1年単位の変形労働時間制に関する協定届を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果17へ ×→結果18へ
結果17:1年単位の変形労働時間制届出あり		結果18:1年単位の変形労働時間制届出なし(改善が必要)	
【就業規則届】			
10	10人以上の労働者がいる場合、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出ているか		○→結果19へ ×→結果20へ
結果19:就業規則届出あり		結果20:就業規則届出なし(改善が必要)	
【労働条件明示】			
11	労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか		○→結果21へ ×→結果22へ
結果21:労働条件明示あり		結果22:労働条件明示なし(改善が必要)	
【健康診断】			
12	1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しているか		○→結果23へ

【36協定届】			
8	労働時間が1日8時間、週40時間を超えている場合、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果15へ ×→結果16へ
結果15:36協定届出あり		結果16:36協定の届出なし(改善が必要)	
【1年単位の変形労働時間制届】			
9	1年単位の変形労働時間制を採用している場合、1年単位の変形労働時間制に関する協定届を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果17へ ×→結果18へ
結果17:1年単位の変形労働時間制届出あり		結果18:1年単位の変形労働時間制届出なし(改善が必要)	
【就業規則届】			
10	10人以上の労働者がいる場合、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出ているか		○→結果19へ ×→結果20へ
結果19:就業規則届出あり		結果20:就業規則届出なし(改善が必要)	
【労働条件明示】			
11	労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか		○→結果21へ ×→結果22へ
結果21:労働条件明示あり		結果22:労働条件明示なし(改善が必要)	
【健康診断】			

(深夜業を含む労働者について、6月以内ごとに1回、健康診断を実施しているか)	×	→結果 24 へ
--	---	----------

結果 2 3 : 健康診断実施あり	結果 2 4 : 健康診断実施なし (改善が必要)
-------------------	---------------------------

○交通労働災害防止のためのガイドラインについて

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【適正な労働時間の管理等】

13-1	無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成する等により、十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ
13-2	走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施しているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ
13-3	乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ

結果 2 5 : ガイドラインの遵守について 問題なし	結果 2 6 : ガイドラインの遵守について 改善が必要
--------------------------------	---------------------------------

12	1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しているか	○→結果 23 へ ×→結果 24 へ
----	--------------------------	------------------------

結果 2 3 : 健康診断実施あり	結果 2 4 : 健康診断実施なし (改善が必要)
-------------------	---------------------------

別添 3-2

(別添3-2)

《点検結果書(タクシー編)》

この点検結果書は、自動車運転者時間管理等指導員(指導員)が事業場に訪問した際に点検した結果について記録し、今後の改善に役立てるためのものです。「改善が必要」となった項目につきましては、その改善状況を 月 日までに報告いただきますようお願いします。

(不明な点等がございましたら、 労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。)

事業場名：

点検年月日：平成 年 月 日

指導員名：

○改善基準について

I. 日勤勤務者

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【1カ月の拘束時間】			
1-1	1カ月の拘束時間が299時間以内である		○→結果1へ ×→1-2へ
1-2	車庫待ち等の運転者について、1カ月の拘束時間に関する労使協定を締結している		○→1-3へ ×→結果2へ

別添 3-2

(別添3-2)

《点検結果書(タクシー編)》

この点検結果書は、自動車運転者時間管理等指導員(指導員)が事業場に訪問した際に点検した結果について記録し、今後の改善に役立てるためのものです。「改善が必要」となった項目につきましては、その改善状況を 月 日までに報告いただきますようお願いします。

(不明な点等がございましたら、 労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。)

事業場名：

点検年月日：平成 年 月 日

指導員名：

○改善基準について

I. 日勤勤務者

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【1カ月の拘束時間】			
1-1	1カ月の拘束時間が299時間以内である		○→結果1へ ×→1-2へ
1-2	車庫待ち等の運転者について、1カ月の拘束時間に関する労使協定を締結している		○→1-3へ ×→結果2へ

1-3	1ヵ月の拘束時間が労使協定で定めた時間(上限322時間)以内である		○→結果1へ ×→結果2へ
結果1:1ヵ月の拘束時間について問題なし		結果2:1ヵ月の拘束時間について改善が必要	
【1日の拘束時間】			
2-1	1日の拘束時間が13時間以内である		○→結果3へ ×→2-2へ
2-2	1日の拘束時間が16時間以内である		○→2-3へ ×→結果4へ
2-3	車庫待ち等の運転者の場合、1日の拘束時間が24時間以内である		○→2-4へ ×→結果4へ
2-4	1日の拘束時間が16時間を超える車庫待ち等の運転者が以下の3つの要件を全て満たしている		○→結果3へ ×→結果4へ
	ア 勤務終了後、20時間以上の休息期間がある		
	イ 1日の拘束時間が16時間を超える回数が、1ヵ月7回以内である		
	ウ 1日の拘束時間が18時間を超える場合、夜間4時間以上の仮眠時間がある		
結果3:1日の拘束時間について問題なし		結果4:1日の拘束時間について改善が必要	
【休息期間】			
3	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間が継続8時間以上である		○→結果5へ ×→結果6へ

1-3	1ヵ月の拘束時間が労使協定で定めた時間(上限322時間)以内である		○→結果1へ ×→結果2へ
結果1:1ヵ月の拘束時間について問題なし		結果2:1ヵ月の拘束時間について改善が必要	
【1日の拘束時間】			
2-1	1日の拘束時間が13時間以内である		○→結果3へ ×→2-2へ
2-2	1日の拘束時間が16時間以内である		○→2-3へ ×→結果4へ
2-3	車庫待ち等の運転者の場合、1日の拘束時間が24時間以内である		○→2-4へ ×→結果4へ
2-4	1日の拘束時間が16時間を超える車庫待ち等の運転者が以下の3つの要件を全て満たしている		○→結果3へ ×→結果4へ
	ア 勤務終了後、20時間以上の休息期間がある		
	イ 1日の拘束時間が16時間を超える回数が、1ヵ月7回以内である		
	ウ 1日の拘束時間が18時間を超える場合、夜間4時間以上の仮眠時間がある		
結果3:1日の拘束時間について問題なし		結果4:1日の拘束時間について改善が必要	
【休息期間】			
3	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間が継続8時間以上である		○→結果5へ ×→結果6へ

結果 5 : 休息期間について問題なし		結果 6 : 休息期間について改善が必要	
【休日】			
4	休日が 32 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 7 へ ×→結果 8 へ
結果 7 : 休日について問題なし		結果 8 : 休日について改善が必要	
【休日労働回数】			
5	休日労働は 2 週間に 1 回以内である		○→結果 9 へ ×→結果 10 へ
結果 9 : 休日労働回数について問題なし		結果 10 : 休日労働回数について改善が必要	
Ⅱ. 隔日勤務者			
No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【1 カ月の拘束時間】			
6-1	・2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える勤務の回数を定める労使協定を締結し、その対象となっている車庫待ち等の運転者 ・上記以外の運転者		→6-6 へ →6-2 へ
6-2	1 カ月の拘束時間が 262 時間以内である		○→結果 11 へ ×→6-3 へ
6-3	1 カ月の拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→6-4 へ ×→結果 12 へ

結果 5 : 休息期間について問題なし		結果 6 : 休息期間について改善が必要	
【休日】			
4	休日が 32 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 7 へ ×→結果 8 へ
結果 7 : 休日について問題なし		結果 8 : 休日について改善が必要	
【休日労働回数】			
5	休日労働は 2 週間に 1 回以内である		○→結果 13 へ ×→結果 14 へ
結果 9 : 休日労働回数について問題なし		結果 10 : 休日労働回数について改善が必要	
Ⅱ. 隔日勤務者			
No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【1 カ月の拘束時間】			
6-1	・2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える勤務の回数を定める労使協定を締結し、その対象となっている車庫待ち等の運転者 ・上記以外の運転者		→6-6 へ →6-2 へ
6-2	1 カ月の拘束時間が 262 時間以内である		○→結果 11 へ ×→6-3 へ
6-3	1 カ月の拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→6-4 へ ×→結果 12 へ

6-4	1ヵ月の拘束時間が労使協定で定めた時間(上限 270 時間)以内である		○→6-5 へ ×→結果 12 へ	6-4	1ヵ月の拘束時間が労使協定で定めた時間(上限 270 時間)以内である		○→6-5 へ ×→結果 12 へ
6-5	1ヵ月の拘束時間が 262 時間を超える月が労使協定で定めた月(上限 6ヵ月)以内である		○→結果 11 へ ×→結果 12 へ	6-5	1ヵ月の拘束時間が 262 時間を超える月が労使協定で定めた月(上限 6ヵ月)以内である		○→結果 11 へ ×→結果 12 へ
6-6	車庫待ち等の運転者の場合、1ヵ月の拘束時間が 282 時間以内である		○→結果 11 へ ×→6-7 へ	6-6	車庫待ち等の運転者の場合、1ヵ月の拘束時間が 282 時間以内である		○→結果 11 へ ×→6-7 へ
6-7	隔日勤務の運転者について、1ヵ月の拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→6-8 へ ×→結果 12 へ	6-7	隔日勤務の運転者について、1ヵ月の拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→6-8 へ ×→結果 12 へ
6-8	1ヵ月の拘束時間が労使協定で定めた拘束時間に 20 時間を加えた時間(上限 290 時間)以内である		○→結果 11 へ ×→結果 12 へ	6-8	1ヵ月の拘束時間が労使協定で定めた拘束時間に 20 時間を加えた時間(上限 290 時間)以内である		○→結果 11 へ ×→結果 12 へ
結果 1 1 : 1ヵ月の拘束時間について問題なし				結果 1 1 : 1ヵ月の拘束時間について問題なし			
結果 1 2 : 1ヵ月の拘束時間について改善が必要				結果 1 2 : 1ヵ月の拘束時間について改善が必要			
【2 暦日の拘束時間】				【2 暦日の拘束時間】			
7-1	1 日の拘束時間が 21 時間以内である		○→結果 13 へ ×→7-2 へ	7-1	1 日の拘束時間が 21 時間以内である		○→結果 13 へ ×→7-2 へ
7-2	車庫待ち等の運転者について、2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える勤務の回数を定める労使協定を締結している		○→7-3 へ ×→結果 14 へ	7-2	車庫待ち等の運転者について、2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える勤務の回数を定める労使協定を締結している		○→7-3 へ ×→結果 14 へ
7-3	車庫待ち等の運転者の場合、2 暦日の拘束時間が 24 時間以内である		○→7-4 へ ×→結果 14 へ	7-3	車庫待ち等の運転者の場合、2 暦日の拘束時間が 24 時間以内である		○→7-4 へ ×→結果 14 へ
7-4	2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える車庫待ち等の運転者が以下の 2 つの要件を全て満たしている		○→結果 13 へ ×→結果 14 へ	7-4	2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える車庫待ち等の運転者が以下の 2 つの要件を全て満たしている		○→結果 13 へ ×→結果 14 へ

	ア 夜間 4 時間以上の仮眠時間がある		
	イ 1 ヶ月につき、2 暦日の拘束時間が 21 時間を 超える回数が、労使協定で定めた回数(上限 7 回) 以内である		
結果 1 3 : 2 暦日の拘束時間について問題なし		結果 1 4 : 2 暦日の拘束時間について改善が必要	
【休息期間】			
8	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間 が継続 20 時間以上である		○→結果 15 へ ×→結果 16 へ
結果 1 5 : 休息期間について問題なし		結果 1 6 : 休息期間について改善が必要	
【休日】			
9	休日が 44 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 17 へ ×→結果 18 へ
結果 1 7 : 休日について問題なし		結果 1 8 : 休日について改善が必要	
【休日労働回数】			
10	休日労働は 2 週間に 1 回以内である		○→結果 19 へ ×→結果 20 へ
結果 1 9 : 休日労働回数について問題なし		結果 2 0 : 休日労働回数について改善が必要	
○書類作成等について			
No	点検項目	結果 ○×	次の項目

	ア 夜間 4 時間以上の仮眠時間がある		
	イ 1 ヶ月につき、2 暦日の拘束時間が 21 時間を 超える回数が、労使協定で定めた回数(上限 7 回) 以内である		
結果 1 3 : 1 日の拘束時間について問題なし		結果 1 4 : 1 日の拘束時間について改善が必要	
【休息期間】			
8	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間 が継続 20 時間以上である		○→結果 15 へ ×→結果 16 へ
結果 1 5 : 休息期間について問題なし		結果 1 6 : 休息期間について改善が必要	
【休日】			
9	休日が 44 時間以上の連続した時間となっている		○→結果 17 へ ×→結果 18 へ
結果 1 7 : 休日について問題なし		結果 1 8 : 休日について改善が必要	
【休日労働回数】			
10	休日労働は 2 週間に 1 回以内である		○→結果 19 へ ×→結果 20 へ
結果 1 9 : 休日労働回数について問題なし		結果 2 0 : 休日労働回数について改善が必要	
○書類作成等について			
No	点検項目	結果 ○×	次の項目

【36協定届】			
11	労働時間が1日8時間、週40時間を超えている場合、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果 21 へ ×→結果 22 へ
結果 2 1 : 3 6 協定届出あり		結果 2 2 : 3 6 協定の届出なし(改善が必要)	
【1年単位の変形労働時間制届】			
12	1年単位の変形労働時間制を採用している場合、1年単位の変形労働時間制に関する協定届を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果 23 へ ×→結果 24 へ
結果 2 3 : 1年単位の変形労働時間制届出あり		結果 2 4 : 1年単位の変形労働時間制届出なし(改善が必要)	
【就業規則届】			
13	10人以上の労働者がいる場合、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出ているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ
結果 2 5 : 就業規則届出あり		結果 2 6 : 就業規則届出なし(改善が必要)	
【労働条件明示】			
14	労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか		○→結果 27 へ ×→結果 28 へ
結果 2 7 : 労働条件明示あり		結果 2 8 : 労働条件明示なし(改善が必要)	
【健康診断】			
15	1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しているか		○→結果 29 へ

【36協定届】			
11	労働時間が1日8時間、週40時間を超えている場合、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果 21 へ ×→結果 22 へ
結果 2 1 : 3 6 協定届出あり		結果 2 2 : 3 6 協定の届出なし(改善が必要)	
【1年単位の変形労働時間制届】			
12	1年単位の変形労働時間制を採用している場合、1年単位の変形労働時間制に関する協定届を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果 23 へ ×→結果 24 へ
結果 2 3 : 1年単位の変形労働時間制届出あり		結果 2 4 : 1年単位の変形労働時間制届出なし(改善が必要)	
【就業規則届】			
13	10人以上の労働者がいる場合、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出ているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ
結果 2 5 : 就業規則届出あり		結果 2 6 : 就業規則届出なし(改善が必要)	
【労働条件明示】			
14	労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか		○→結果 27 へ ×→結果 28 へ
結果 2 7 : 労働条件明示あり		結果 2 8 : 労働条件明示なし(改善が必要)	
【健康診断】			

	(深夜業を含む労働者について、6月以内ごとに1回、健康診断を実施しているか)		×→結果 30 へ
結果 29 : 健康診断実施あり		結果 30 : 健康診断実施なし (改善が必要)	
○交通労働災害防止のためのガイドラインについて			
No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【適正な労働時間の管理等】			
16-1	無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成する等により、十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っているか		○→結果 31 へ ×→結果 32 へ
13-2	走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施しているか		○→結果 31 へ ×→結果 32 へ
13-3	乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しているか		○→結果 31 へ ×→結果 32 へ
結果 31 : ガイドラインの遵守について 問題なし		結果 32 : ガイドラインの遵守について 改善が必要	

15	1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施しているか		○→結果 29 へ ×→結果 30 へ
結果 29 : 健康診断実施あり		結果 30 : 健康診断実施なし (改善が必要)	

別添 3 - 3

(別添3-3)

《点検結果書(バス編)》

この点検結果書は、自動車運転者時間管理等指導員(指導員)が事業場に訪問した際に点検した結果について記録し、今後の改善に役立てるためのものです。「改善が必要」となった項目につきましては、その改善状況を 月 日までに報告いただきますようお願いします。

(不明な点等がございましたら、 労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。)

事業場名：

点検年月日：平成 年 月 日

指導員名：

○改善基準について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【4週間を平均した1週間当たりの拘束時間】			
1-1	4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間以内である		○→結果1へ ×→1-2へ
1-2	4週間を平均した1週間当たりの拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→1-3へ ×→結果2へ

別添 3 - 3

(別添3-3)

《点検結果書(バス編)》

この点検結果書は、自動車運転者時間管理等指導員(指導員)が事業場に訪問した際に点検した結果について記録し、今後の改善に役立てるためのものです。「改善が必要」となった項目につきましては、その改善状況を 月 日までに報告いただきますようお願いします。

(不明な点等がございましたら、 労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。)

事業場名：

点検年月日：平成 年 月 日

指導員名：

○改善基準について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【4週間を平均した1週間当たりの拘束時間】			
1-1	4週間を平均した1週間当たりの拘束時間が65時間以内である		○→結果1へ ×→1-2へ
1-2	4週間を平均した1週間当たりの拘束時間の延長を定める労使協定を締結している		○→1-3へ ×→結果2へ

1-3	4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間が労使協定で定めた時間(上限 71.5 時間)以内である		○→1-4 へ ×→結果 2 へ
1-4	4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間が 65 時間を超える週が 52 週間のうち 16 週間以内である		○→結果 1 へ ×→結果 2 へ
結果 1 : 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について問題なし		結果 2 : 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について改善が必要	
【1 日の拘束時間】※			
2-1	・2 人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→2-5 へ →2-6 へ →2-2 へ
2-2	1 日の拘束時間が 13 時間以内である		○→結果 3 へ ×→2-3 へ
2-3	1 日の拘束時間が 16 時間以内である		○→2-4 へ ×→結果 4 へ
2-4	1 日の拘束時間が 15 時間を超える日が 1 週間に 2 日以内である		○→結果 3 へ ×→結果 4 へ
2-5	2 人乗務の場合、1 日の拘束時間が 20 時間以内である		○→結果 3 へ ×→結果 4 へ
2-6	隔日勤務の場合、2 暦日の拘束時間が合計 21 時間以内である		○→2-7 へ ×→結果 4 へ
2-7	事業場内仮眠施設等で夜間に 4 時間以上の仮眠時間がある場合、2 暦日の拘束時間が合計 24 時		○→2-8 へ ×→結果 4 へ

1-3	4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間が労使協定で定めた時間(上限 71.5 時間)以内である		○→1-4 へ ×→結果 2 へ
1-4	4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間が 65 時間を超える週が 52 週間のうち 16 週間以内である		○→結果 1 へ ×→結果 2 へ
結果 1 : 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について問題なし		結果 2 : 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について改善が必要	
【1 日の拘束時間】※			
2-1	・2 人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→2-5 へ →2-6 へ →2-2 へ
2-2	1 日の拘束時間が 13 時間以内である		○→結果 3 へ ×→2-3 へ
2-3	1 日の拘束時間が 16 時間以内である		○→2-4 へ ×→結果 4 へ
2-4	1 日の拘束時間が 15 時間を超える日が 1 週間に 2 日以内である		○→結果 3 へ ×→結果 4 へ
2-5	2 人乗務の場合、1 日の拘束時間が 20 時間以内である		○→結果 3 へ ×→結果 4 へ
2-6	隔日勤務の場合、2 暦日の拘束時間が合計 21 時間以内である		○→2-7 へ ×→結果 4 へ
2-7	事業場内仮眠施設等で夜間に 4 時間以上の仮眠時間がある場合、2 暦日の拘束時間が合計 24 時		○→2-8 へ ×→結果 4 へ

	間以内である		
2-8	2 週間の総拘束時間が 126 時間以内である		○→結果 3 へ ×→結果 4 へ

結果 3 : 1 日の拘束時間について問題なし	結果 4 : 1 日の拘束時間について改善が必要
-------------------------	--------------------------

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【休息期間】※

3-1	・2 人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→3-4 へ →3-5 へ →3-2 へ
3-2	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間が継続 8 時間以上である		○→結果 5 へ ×→3-3 へ
3-3	勤務開始から 24 時間以内に、1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上の休息期間がある (ただし、このような勤務が、2~4 週間程度の間で全勤務回数の半分以上を超える場合は違反)		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-4	2 人乗務の場合、休息期間が 4 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-5	隔日勤務の場合、勤務終了後の休息期間が継続 20 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ

結果 5 : 休息期間について問題なし	結果 6 : 休息期間について改善が必要
---------------------	----------------------

	間以内である		
2-8	2 週間の総拘束時間が 126 時間以内である		○→結果 3 へ ×→結果 4 へ

結果 3 : 1 日の拘束時間について問題なし	結果 4 : 1 日の拘束時間について改善が必要
-------------------------	--------------------------

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【休息期間】※

3-1	・2 人乗務の運転者(車両内で身体を伸ばして休息できる場合に限る) ・隔日勤務の運転者 ・上記以外の運転者		→3-4 へ →3-5 へ →3-2 へ
3-2	勤務終了後、次の勤務開始までの間の休息期間が継続 8 時間以上である		○→結果 5 へ ×→3-3 へ
3-3	勤務開始から 24 時間以内に、1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上の休息期間がある (ただし、このような勤務が、2~4 週間程度の間で全勤務回数の半分以上を超える場合は違反)		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-4	2 人乗務の場合、休息期間が 4 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ
3-5	隔日勤務の場合、勤務終了後の休息期間が継続 20 時間以上である		○→結果 5 へ ×→結果 6 へ

結果 5 : 休息期間について問題なし	結果 6 : 休息期間について改善が必要
---------------------	----------------------

【休日】※

4-1	休日が 32 時間以上の連続した時間となっている	○→結果 7 へ ×→4-2 へ
4-2	分割休息、2 人乗務、フェリー乗船のいずれかの場合に該当し、休日が 30 時間以上の連続した時間となっている	○→結果 7 へ ×→結果 8 へ

結果 7 : 休日について問題なし

結果 8 : 休日について改善が必要

【運転時間】

5-1	運転時間が 2 日(始業から 48 時間のことをいう)平均で 1 日当たり 9 時間以内である	○→5-2 へ ×→結果 10 へ
5-2	運転時間が 4 週間を平均して 1 週間当たり 40 時間以内である	○→結果 9 へ ×→5-3 へ
5-3	4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間の延長を定める労使協定を締結している	○→5-4 へ ×→結果 10 へ
5-4	4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が労使協定で定めた時間(上限 44 時間)以内である	○→5-5 へ ×→結果 10 へ
5-5	4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 40 時間を超える週が 52 週間のうち 16 週間以内である	○→5-6 へ ×→結果 10 へ
5-6	52 週間の運転時間が 2,080 時間以内である	○→結果 9 へ ×→結果 10 へ

結果 9 : 運転時間について問題なし

結果 10 : 運転時間について改善が必要

【連続運転時間】

【休日】※

4-1	休日が 32 時間以上の連続した時間となっている	○→結果 7 へ ×→4-2 へ
4-2	分割休息、2 人乗務、フェリー乗船のいずれかの場合に該当し、休日が 30 時間以上の連続した時間となっている	○→結果 7 へ ×→結果 8 へ

結果 7 : 休日について問題なし

結果 8 : 休日について改善が必要

【運転時間】

5-1	運転時間が 2 日(始業から 48 時間のことをいう)平均で 1 日当たり 9 時間以内である	○→5-2 へ ×→結果 10 へ
5-2	運転時間が 4 週間を平均して 1 週間当たり 40 時間以内である	○→結果 9 へ ×→5-3 へ
5-3	4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間の延長を定める労使協定を締結している	○→5-4 へ ×→結果 10 へ
5-4	4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が労使協定で定めた時間(上限 44 時間)以内である	○→5-5 へ ×→結果 10 へ
5-5	4 週間を平均した 1 週間当たりの運転時間が 40 時間を超える週が 52 週間のうち 16 週間以内である	○→5-6 へ ×→結果 10 へ
5-6	52 週間の運転時間が 2,080 時間以内である	○→結果 9 へ ×→結果 10 へ

結果 9 : 運転時間について問題なし

結果 10 : 運転時間について改善が必要

【連続運転時間】

6-1	連続運転時間が4時間以内である		○→6-2へ ×→結果12へ
6-2	4時間運転する間に、1回が10分以上で合計30分以上の運転の中断がある		○→結果11へ ×→結果12へ

結果11：連続運転時間について問題なし

結果12：連続運転時間について改善が必要

【休日労働回数】

7	休日労働は2週間に1回以内である		○→結果13へ ×→結果14へ
---	------------------	--	--------------------

結果13：休日労働回数について問題なし

結果14：休日労働回数について改善が必要

※ フェリー乗船がある場合の注意点

途中でフェリーに乗船する場合、乗船時間のうち2時間までは拘束時間とし、2時間を超えた時間は休息期間として取り扱う。そのため、乗船時間が2時間を超える場合は、休息期間の8時間(2人乗務の4時間、隔日勤務の20時間)から引くことができる。

ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

○書類作成等について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【36協定届】

8	労働時間が1日8時間、週40時間を超えている場合、時間外労働・休日労働に関する協定届(36		○→結果15へ ×→結果16へ
---	---	--	--------------------

6-1	連続運転時間が4時間以内である		○→6-2へ ×→結果12へ
6-2	4時間運転する間に、1回が10分以上で合計30分以上の運転の中断がある		○→結果11へ ×→結果12へ

結果11：連続運転時間について問題なし

結果12：連続運転時間について改善が必要

【休日労働回数】

7	休日労働は2週間に1回以内である		○→結果13へ ×→結果14へ
---	------------------	--	--------------------

結果13：休日労働回数について問題なし

結果14：休日労働回数について改善が必要

※ フェリー乗船がある場合の注意点

途中でフェリーに乗船する場合、乗船時間のうち2時間までは拘束時間とし、2時間を超えた時間は休息期間として取り扱う。そのため、乗船時間が2時間を超える場合は、休息期間の8時間(2人乗務の4時間、隔日勤務の20時間)から引くことができる。

ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

○書類作成等について

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
----	------	----------	------

【36協定届】

8	労働時間が1日8時間、週40時間を超えている場合、時間外労働・休日労働に関する協定届(36		○→結果15へ ×→結果16へ
---	---	--	--------------------

協定届)を労働基準監督署に届け出ているか			
結果 1.5 : 3.6 協定届出あり		結果 1.6 : 3.6 協定の届出なし (改善が必要)	
【1 年単位の変形労働時間制届】			
9	1 年単位の変形労働時間制を採用している場合、 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果 17 へ ×→結果 18 へ
結果 1.7 : 1 年単位の変形労働時間制届出あり		結果 1.8 : 1 年単位の変形労働時間制届出なし (改善が必要)	
【就業規則届】			
10	10 人以上の労働者がいる場合、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出ているか		○→結果 19 へ ×→結果 20 へ
結果 1.9 : 就業規則届出あり		結果 2.0 : 就業規則届出なし (改善が必要)	
【労働条件明示】			
11	労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか		○→結果 21 へ ×→結果 22 へ
結果 2.1 : 労働条件明示あり		結果 2.2 : 労働条件明示なし (改善が必要)	
【健康診断】			
12	1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施しているか (深夜業を含む労働者について、6 月以内ごとに 1 回、健康診断を実施しているか)		○→結果 23 へ ×→結果 24 へ
結果 2.3 : 健康診断実施あり		結果 2.4 : 健康診断実施なし (改善が必要)	

協定届)を労働基準監督署に届け出ているか			
結果 1.5 : 3.6 協定届出あり		結果 1.6 : 3.6 協定の届出なし (改善が必要)	
【1 年単位の変形労働時間制届】			
9	1 年単位の変形労働時間制を採用している場合、 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届を労働基準監督署に届け出ているか		○→結果 17 へ ×→結果 18 へ
結果 1.7 : 1 年単位の変形労働時間制届出あり		結果 1.8 : 1 年単位の変形労働時間制届出なし (改善が必要)	
【就業規則届】			
10	10 人以上の労働者がいる場合、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出ているか		○→結果 19 へ ×→結果 20 へ
結果 1.9 : 就業規則届出あり		結果 2.0 : 就業規則届出なし (改善が必要)	
【労働条件明示】			
11	労働者を雇い入れる際、労働条件を書面で明示しているか		○→結果 21 へ ×→結果 22 へ
結果 2.1 : 労働条件明示あり		結果 2.2 : 労働条件明示なし (改善が必要)	
【健康診断】			
12	1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施しているか		○→結果 23 へ ×→結果 24 へ
結果 2.3 : 健康診断実施あり		結果 2.4 : 健康診断実施なし (改善が必要)	

○交通労働災害防止のためのガイドラインについて

No	点検項目	結果 ○×	次の項目
【適正な労働時間の管理等】			
13-1	無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成する等により、十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行っているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ
13-2	高速乗合バス及び貸切バスにおいては、高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準を遵守しているか		○・適用なし→ 結果 25 へ ×→結果 26 へ
13-3	走行計画の作成にあたり、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにするとともに、走行する場合は、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する等の交通労働災害防止のために必要な措置を実施しているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ
13-4	乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しているか		○→結果 25 へ ×→結果 26 へ

結果 25 : ガイドラインの遵守について

問題なし

結果 26 : ガイドラインの遵守について

改善が必要

別添 4 略

別添 5

(別添 5)

訪問事前アンケート

自動車運転者時間管理等指導員による労働基準関係法令等に関する周知・相談を行う事業場を対象に、事前アンケートを実施しております。訪問に先立ち、皆様がお知りになりたい事項等を事前に把握することにより、適切な情報提供をいたしたいと考えておりますので、お手数ですがアンケート記入のご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただきました情報につきましては、行政目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

(以下、該当する回答項目の番号を○で囲んでください。)

1 労働基準法について、どの程度ご存じですか。

- ① よく知っている
- ② 労働時間、賃金に関する定めなど、一部は知っている
- ③ よくわからない、知らない

2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）について、どの程度ご存じですか。

- ① よく知っている。
- ② 拘束時間、休息期間、運転時間に関する定めなど、一部は知っている
- ③ よくわからない、知らない

別添 4 略

3 自動車運転者時間管理等指導員から何について知りたいですか。

- ① 労働基準法について
- ② 改善基準告示について
- ③ 最低賃金法について
- ④ 労働安全衛生法について
- ⑤ 交通労働災害防止のためのガイドラインについて

4 その他、お聞きになりたいこと、相談したいこと、ご要望などがありましたら、自由にご記入ください。

別添 6

(別紙 6)

自動車運転者時間管理等指導員訪問事業場アンケート

自動車運転者時間管理等指導員の訪問を受けた事業場を対象に、アンケートを実施しております。皆様の貴重なご意見を、今後の事業場訪問の改善に役立てたいと考えておりますので、お手数ですがアンケート記入のご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただきました情報につきましては、行政目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

別添 5

(別添 5)

自動車運転者時間管理等指導員訪問事業場アンケート

自動車運転者時間管理等指導員の訪問を受けた事業場を対象に、アンケートを実施しております。皆様の貴重なご意見を、今後の事業場訪問の改善に役立てたいと考えておりますので、お手数ですがアンケート記入のご協力をお願いいたします。

なお、ご回答いただきました情報につきましては、行政目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。

(以下、該当する回答項目の番号を○で囲んでください。)

問1 訪問を受けた感想はいかがでしたか。

- | | |
|--------|---|
| 内容について | ①大変参考になった ②参考になった
③あまり参考にならなかった ④全く参考にならなかった |
| 説明について | ①とても分かりやすかった ②分かりやすかった
③理解できない部分があった ④全く理解できなかった |

(改善すべき点がありましたら、ご記入ください。)

問2 指導員から受けたアドバイスの中で、今後、労働基準法、改善基準告示等を遵守するために実践してみたいと思うものはありましたか。

- ①たくさんあった ②いくつかあった ③全くなかった ④わからない

(実践してみたいと思ったものをご記入ください。)

(※改善状況報告書の提出をお願いした方のみ回答してください。)

問3 改善が必要とされた点について、今後、改善していきたいと思いましたが。

- | | |
|----------|--|
| 改善項目について | ①全て改善したい ②できる限り改善したい
③簡単なものは改善したい ④改善するつもりはない |
| 改善時期について | ①一ヶ月以内程度 ②三ヶ月以内程度 ③一年以内程度 |

(以下、該当する回答項目の番号を○で囲んでください。)

問1 訪問を受けた感想はいかがでしたか。

- | | |
|--------|---|
| 内容について | ①大変参考になった ②参考になった
③あまり参考にならなかった ④全く参考にならなかった |
| 説明について | ①とても分かりやすかった ②分かりやすかった
③理解できない部分があった ④全く理解できなかった |

(改善すべき点がありましたら、ご記入ください。)

問2 指導員から受けたアドバイスの中で、今後、改善基準を遵守するために実践してみたいと思うものはありましたか。

- ①たくさんあった ②いくつかあった ③全くなかった ④わからない

(実践してみたいと思ったものをご記入ください。)

問3 改善が必要とされた点について、今後、改善していきたいと思いましたが。

- | | |
|----------|--|
| 改善項目について | ①全て改善したい ②できる限り改善したい
③簡単なものは改善したい ④改善するつもりはない |
| 改善時期について | ①一ヶ月以内程度 ②三ヶ月以内程度 ③一年以内程度
④当面改善の予定なし |

ついて	④当面改善の予定なし
(そのようにお考えになった理由をご記入ください。)	

(そのようにお考えになった理由をご記入ください。)

問4 その他、指導員に関する感想・要望、労働基準行政に対する要望等がありましたら、自由にご記入ください。
--

問4 その他、指導員に関する感想・要望、労働基準行政に対する要望等がありましたら、自由にご記入ください。
--

局記入欄
個別・周知

別添7

(別添7)

自動車運転者時間管理等指導員勤務実績

(平成 年度分)
労働局

別添6

(別添6)

自動車運転者時間管理等指導員勤務実績

(平成 年度分)
労働局

対応の区分		件数	
個別訪問による助言・指導		計	件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)		(計	件)
トラック			件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)	(		件)
タクシー			件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)	(		件)
バス			件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)	(		件)
業界団体未加入事業場への周知・相談		計	件
トラック			件
タクシー			件
バス			件
集団指導		計	件
(対象事業場数)		(	事業場)
トラック			件
(対象事業場数)	(		事業場)
タクシー			件
(対象事業場数)	(		事業場)

対応の区分		件数	
個別訪問による助言・指導		計	件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)		(計	件)
トラック			件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)	(		件)
タクシー			件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)	(		件)
バス			件
(うち改善状況報告書の提出を求めたもの)	(		件)
集団指導		計	件
トラック			件
タクシー			件
バス			件
その他の活動			
トラック			
タクシー			

バス (対象事業場数)	件 (事業場)
その他の活動	
トラック	
タクシー	
バス	

別添 8

(別添8)

自動車運転者時間管理等指導員訪問事業場アンケート結果

アンケート回収数 個別訪問 (平成 年度分)

件 労働局

業界団体未加入事
業場への周知・相談 件

バス

別添 7

(別添7)

自動車運転者時間管理等指導員訪問事業場アンケート結果

アンケート回収数 個別訪問 (平成 年度分)

件 労働局

問1 訪問を受けた感想はいかがでしたか。

(内容)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
	件数(周知)				
(説明)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
	件数(周知)				

(改善すべき点の特記事項)

問2 指導員から受けたアドバイスの中で、今後、労働基準法、改善基準告示等を遵守するために実践してみたいと思うものはありましたか。

	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
	件数(周知)				

(実践してみたいものの特記事項)

問3 (※個別訪問のみ)改善が必要とされた点について、今後、改善していきたいと思いましたが。

問1 訪問を受けた感想はいかがでしたか。

(内容)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
(説明)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				

(改善すべき点の特記事項)

問2 指導員から受けたアドバイスの中で、今後、労働基準法、改善基準告示等を遵守するために実践してみたいと思うものはありましたか。

	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				

(実践してみたいものの特記事項)

問3 改善が必要とされた点について、今後、改善していきたいと思いましたが。

(改善項目)	回答	①	②	③	④
--------	----	---	---	---	---

(改善項目)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
(改善事項)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
(考えた理由特記事項)					

問4 その他、指導員に関する感想・要望、労働基準行政に対する要望等がありましたら、自由にご記入ください。
(指導員に関する感想・要望等特記事項)

評価及び問題点の分析結果
(特記事項)

	件数(個別)				
(改善事項)	回答	①	②	③	④
	件数(個別)				
(考えた理由特記事項)					

問4 その他、指導員に関する感想・要望、労働基準行政に対する要望等がありましたら、自由にご記入ください。
(指導員に関する感想・要望等特記事項)

評価及び問題点の分析結果
(特記事項)

(例文)

(例文)

平成●年●月●日

(事業主) 殿

●●労働局労働基準部監督課長

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保と改善を一層推進することが求められています。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」などについて、適切な理解の下、それぞれの事業場で自主的に改善の取組を行っていただくことが重要です。

このような観点から、当労働局の「自動車運転者時間管理等指導員」が各事業場を個別に訪問させていただき、ご担当の方に直接、労働基準関係法令等の説明等を行っているところです。

つきましては、この訪問の趣旨をご理解いただくとともに、指導員をご活用いただきたく、よろしくお願いします。	
---	--